許可番号０７９２１００１５９３号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　　長崎市上戸石町２０７７番地１

氏　名　　有限会社　環境産業　　取締役　石橋　雅彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

長　崎　市　長　　鈴　木　　史　朗

許　可　の　年　月　日　　令和　８年　８月　１日

許　可　の　有　効　年　月　日　　令和１５年　７月３１日

１．事　業　の　範　囲

事　業　の　区　分　　産業廃棄物処分業（中間処理）

処分の方法	廃　棄　物　の　種　類
水　処　理	廃酸、廃アルカリ、汚泥　　以上３種類
破　　砕 （移動式蛍光灯破砕機によるものを含む。）	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上２種類については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい（概ね１００㎜以上の固形状の鋳物砂型及びサンドブラスト廃砂に限る。）、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）　以上９種類
切　　断	廃プラスチック類、木くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）　以上２種類

（これらのうち特別管理産業廃棄物である物を除く。）
ただし、機械別に処理できる産業廃棄物の種類は別紙のとおり。

２．事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり

３．許　可　の　条　件
廃棄物の処分（中間処理）時に大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害が発生しないよう細心の注意を払うとともに公害関係法令を遵守すること。また、移動式蛍光灯破砕機について、稼動場所は排出事業所内に限る。

４．許可の更新又は変更の状況

平成　２年	６月１２日	新規許可	平成　６年	８月　１日	変更許可
平成　６年	１２月　２日	変更許可	平成１１年	７月２１日	変更許可
平成１１年	８月　１日	更新許可	平成１６年	８月　１日	更新許可
平成２１年	８月　１日	更新許可	平成２２年	１月　５日	変更許可（破砕の種類の追加）
平成２６年	８月　１日	更新許可	令和　元年	８月　１日	更新許可（優良認定）
令和　８年	８月　１日	更新許可（優良認定）			

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

1．機械別に処理できる産業廃棄物の種類

事業区分	施設の種類	廃棄物の種類
破　　砕	破砕施設 (SSC-2-40120-22)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい（概ね１００㎜以上の固形状の鋳物砂型及びサンドブラスト廃砂に限る。）、がれき類
破　　砕	蛍光灯破砕施設 （野村興産製）	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯に係わるものに限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2．事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日 許可番号
水処理施設（定置式） （中和、凝集、沈殿、脱水）	長崎市上戸石町 2077 番地 1	昭和 60 年 3 月 1 日	10m3/日	—
破砕施設（定置式） (SSC-2-40120-22)	長崎市上戸石町 2077 番地 1	平成 8 年 1 月 13 日	4.92 t /日	—
破砕施設（移動式） （野村興産製）	市内排出事業所	平成 11 年 4 月 1 日	3000 本/時	—
切断施設（定置式） （藤目鉄工所製）	長崎市上戸石町 2077 番地 1	平成 5 年 8 月 30 日	4 t /日	—

以下余白